

みやぎ環境交付金交付要綱

(目的)

第1 県は、豊かな自然環境を守り、次世代に確かに引き継いでいくために、市町村が実施する地域の良好な環境の保全、創造に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内においてみやぎ環境交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2 交付金の交付対象となる事業の種類、内容、対象経費、交付金充当率等は別表のとおりとする。

2 各市町村が行うメニュー選択型事業に対する交付金交付上限額は、知事が別に定めるものとする。

3 別表に示す要件を満たす場合には、前項の交付金交付上限額を複数年度分積み立てて活用することができる。

(メニュー選択型の事業実施計画)

第3 市町村は、メニュー選択型事業について、様式第1号により、別に定める日までに知事（仙台市以外の市町村にあつては、その区域を所管する保健所の長。以下「知事等」という。）に協議するものとする。

2 前項の事業実施計画協議において提出しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) みやぎ環境交付金事業実施計画協議総括表（様式第2号）
- (2) みやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実施計画書（様式第3号）
- (3) みやぎ環境交付金事業収支予算書（別紙）
- (4) みやぎ環境交付金事業計画概要書（様式第16号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 知事等は、第1項の規定により協議があつたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を速やかに市町村に通知するものとする。

(市町村提案型の事業実施計画)

第4 市町村は、市町村提案型事業の実施を希望する場合は、様式第1号により、別に定める日までに知事に協議するものとする。

2 前項の事業実施計画協議において提出しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) みやぎ環境交付金（市町村提案型）事業実施計画書（様式第4号）
- (2) みやぎ環境交付金事業収支予算書（別紙）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(市町村提案型の事業選定等)

第5 知事は、第4により事業実施計画の協議があつたときは、その内容を審査し、採択の可否を決定して市町村に通知するものとする。

2 前項の事業採択をする上の評価基準は次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素の削減効果（算出できない事業については評価基準から除外する。）

- (2) 先進性・モデル性
- (3) 緊急性・必要性
- (4) 地域の独自性
- (5) 発展性, 波及性

(交付決定前着手)

第6 交付金事業の着手は、原則として規則第6条の規定による交付金の交付決定後に行なうものとする。ただし、やむを得ない事由により当該交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、あらかじめ交付決定前着手届（様式第5号）を、知事等に提出するものとする。

(交付の申請)

第7 交付金交付申請書の様式は、様式第6号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により交付金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) みやぎ環境交付金申請事業総括表（様式第7号）（メニュー選択型事業に限る。）
- (2) みやぎ環境交付金事業実施計画書（様式第3号、様式第4号）及びみやぎ環境交付金事業収支予算書（別紙）（事前に知事の承認を受けた事業実施計画に変更のない場合は不要）
- (3) みやぎ環境交付金事業計画概要書（様式第16号）（市町村提案型事業に限る。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 交付金事業の内容の変更又は交付金事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第8号により知事等の承認を受けること。ただし、経費の配分を変更する場合であって、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 交付金事業に要する経費の20%以内の増減(交付決定額に増額が生じる場合を除く)

ロ 交付金事業に要する経費の相互間の20%を超えない流用に伴う増減

(2) 事業を廃止する場合においては、様式第9号により知事の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業着手届)

第9 交付金の交付決定に基づき事業に着手したときは、着手した日から2週間以内に様式第10号による事業着手届出書を知事等宛てに提出するものとする。

2 事業に着手したときとは、第7により申請した事業のうち、事業の着手日がもっとも早い事業に着手したときとする。

(予算の流用)

第10 メニュー選択型事業については、交付金の交付決定を受けた後、当該交付決定の額の範囲内で、別表に掲げる事業メニュー分類間の予算の流用を行うことができる。

2 市町村提案型事業とメニュー選択型事業との間の予算の流用は認めないものとする。

(実績報告)

第11 市町村は、交付金の交付の決定に係る年度の2月末日を期限とし、交付金事業の完了後、速やかに交付金事業実績報告書に関係書類を添えて、知事等に提出するものとする。

2 規則第12条第1項の規定による交付金事業実績報告書の様式は、様式第11号によるものとする。

3 規則第12条第1項における交付金事業が完了したときとは、第7により申請した事業すべてが完了したときとする。

4 規則第12条第1項の規定により交付金事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) みやぎ環境交付金事業実績総括表(様式第12号)(メニュー選択型事業に限る。)

(2) みやぎ環境交付金事業実績書(メニュー選択型事業については様式第3号、市町村提案型については様式第13号)

(3) みやぎ環境交付金事業収支決算書(別紙)

(4) みやぎ環境交付金事業実績概要書(様式第16号)

(5) みやぎ環境交付金財産管理台帳(様式第15号)の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

(交付金の交付方法)

第12 交付金は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が交付金事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、様式第14号によるものとする。

(処分の制限を受ける財産及び期間)

第13 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が50万円以上のものとする。

2 規則第21条ただし書きの規定により前項の財産が処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(書類の備付け)

第14 市町村は、第13条第2項の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る財産管理台帳を様式第15号により作成し、関係書類を整備保管しなければならない。

(施設等への表示)

第15 市町村は、「みやぎ環境税」の使途事業であることを周知するため、次の各号に掲げる施設等の区分に応じて、当該各号に定める方法により、みやぎ環境税を活用して実施又は整備されたものであること、実施又は整備年度及び実施市町村名を表示するものとする。

(1) 移動可能な施設(機械施設等)

機体に直接表示する。

(2) その他の施設(建物・構築物等)

標柱や標板等を設置するか、又は施設に直接表示する。

(3) イベント等のソフト事業

募集案内や使用する資料などに表示するよう、積極的に努めることとする。

(事業計画、実績の公表)

第16 県は、市町村が交付金により実施する、二酸化炭素の削減、自然環境保全など環境課題解決に向けた取組を県民に周知するため、第3、第7及び第11により作成されたみやぎ環境交付金事業計画・実績概要書(様式第16号)を広報資料として活用する。

(書類の提出先及び部数)

第17 この要綱により知事等に提出する書類の提出先及び部数は、別表のとおりとする。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月31日から施行し、平成23年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。
- 3 東日本大震災による被害のため、平成23年度に予定していたメニュー選択型事業の一部又は全部を実施することができないことにより、交付決定額が別に定める交付金交付上限額に達しない場合は交付金交付上限額と交付決定額との差額を、または、交付決定がない場合は交付金交付上限額を平成24年度の各市町村に対する交付金交付上限額に加算することとする。また、市町村提案型事業については、平成23年度は実施しないこととする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月23日から施行し、平成24年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。
- 3 平成24年度は、市町村提案型事業を実施しないこととする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月10日から施行し、平成26年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月26日から施行し、平成29年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月14日から施行し、平成31年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月10日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年度予算に係る交付金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月8日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年度予算に係る交付金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。